

県内の遺跡・遺物10

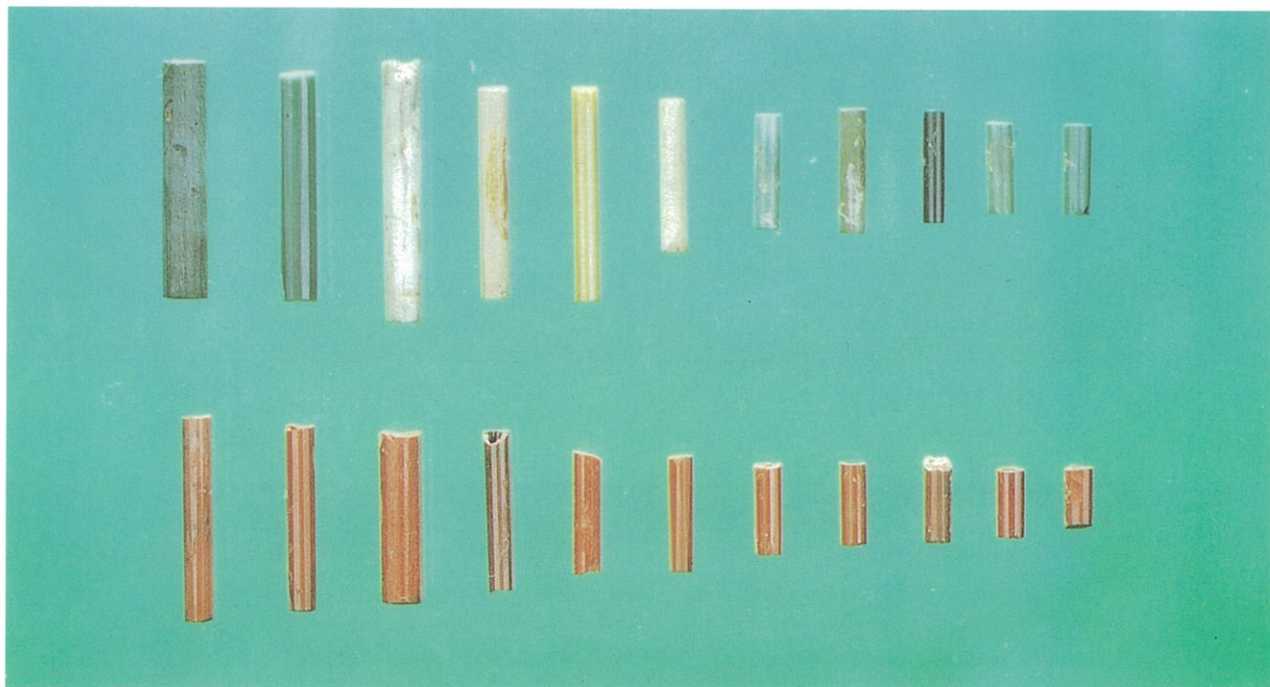
新穂玉作遺跡出土品

国指定 昭和53年6月15日（重要文化財）

所在地 佐渡郡新穂村上新穂659

新穂玉作遺跡は、小佐渡山地の北側、国仲平野の東端に位置する弥生時代中期から後期の遺跡です。下新穂の小谷地、上新穂の桂林、北方の平田、舟下の城ノ畠の各遺跡を総称して新穂玉作遺跡（県指定史跡）と呼んでいます。いずれの遺跡も河川の自然堤防または扇状地の上に位置しています。昭和24年に計良由松氏により発見され、昭和35、36年の2年にわたり、九学会連合佐渡調査委員会を中心に桂林遺跡の一部の発掘調査が実施されました。

計良氏は、この一帯で、佐渡で産出される碧玉や赤玉石（鉄石英）を使用した管玉や角玉、あるいは加工途中の末製品や加工用の工具である砥石・石鋸・石針などを長年にわたり採取しました。昭和53年にはこれらの採取資料が一括して国の重要文化財に指定されました。新穂玉作遺跡出土の管玉の平均的な長さは2～3cm、直径は3mmと細く、特に細形管玉と呼ばれています。当時佐渡で玉作りが盛んであった様子やその技術の高さをうかがい知ることのできる逸品です。



新穂玉作遺跡出土の管玉完成品

（計良由松氏蔵）

あとがき

水不足とうってかわり大雨に悩まされた今年の夏。発掘現場も少なからず被害を受けました。中には車が流されそうになった人もいたとか。その夏も終わり、季節は秋。今年の調査もいよいよ終盤戦です。調査の成果も秋の深まりとともに「実りの秋」となるように頑張りましょう。（S）

埋文にいがた No.12

発行 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
〒951 新潟市一番堀通町5923番地46
TEL (025) 223 - 5642
FAX (025) 228 - 1762
印刷 有限会社 双葉印刷